

## 第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 (仮称)ドン・キホーテ茂原店
- 2 所在地 茂原市茂原1575番地2
- 3 建物設置者 酒井利明
- 4 小売業者名 株式会社ドン・キホーテ（総合ディスカウントストア）
- 5 変更しようとする事項
  - (1) 店舗面積の合計  
(変更前) 1,451㎡ (変更後) 1,927㎡ (増床476㎡)
  - (2) 閉店時刻  
(変更前) 午前0時 (変更後) 午前9時
  - (3) 駐車場の利用可能時間帯  
(変更前) 午前8時30分～翌午前0時30分 (変更後) 午前8時30分～翌午前8時30分
- 6 変更年月日 平成26年12月19日 5－(1)  
平成26年6月1日 5－(2), (3)
- 7 処理経過
  - (1) 届出日 平成26年4月18日
  - (2) 公告縦覧期間 平成26年5月13日～平成26年9月13日
  - (3) 説明会 平成26年5月16日 午後4時～、午後6時～ 東町集会所
- 8 市町村・住民等の意見
  - (1) 茂原市の意見 なし
  - (2) 住民等の意見 あり

ア 事業者側からの県への届出では、営業時間を午前9時から翌午前9時まで（24時間営業）として、駐車場の利用時間や、店舗の防犯対策などについて、生活環境対策を検討したものとなっています。

しかしながら、6月から営業を開始していますが、県への届出とは相違し、24時間営業ではなく、午前9時から翌午前3時までであり、現在の届出内容では、生活環境の保持のための適切な配慮がなされているのか判断できません。

店舗閉店後に、若者のたまり場とならないよう、駐車場等の管理の徹底をお願いしたいが、現在の届出内容では24時間駐車場が使用できるため、施錠などの防犯対応は、とらなくてよいことになってしまいます。

また、過去の他店舗の放火事件は、記憶に新しいですが、現実には、店舗の無人状態が発生しているため、機械警備などの導入を行うことで、周辺住民の

## &lt;届出概要&gt;

- 1 店舗面積：1,927㎡
- 2 駐車場の収容台数：113台
- 3 駐輪場の収容台数：120台
- 4 荷さばき施設の面積：61.9㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：31.6㎡
- 6 開店時刻：午前9時  
閉店時刻：午前9時
- 7 駐車場利用可能時間帯：  
午前8時30分～翌午前8時30分
- 8 駐車場の出入口の数：2か所
- 9 荷さばき可能時間帯：  
午前6時～午後10時

不安を少しでも取り除いていただきたいと思います。

なお、今回のような実際の店舗運営と相違した届出内容を認めることは、大規模小売店舗立地法に基づき、開店時間及び閉店時間の変更を行う際にその都度届け出ている事業者（それが当然だと考えますが。）との間で、法の下での平等・公平が著しく阻害されてしまいます。逆に、他の事業者が実際の営業時間で届け出なくても良いということであれば、今後の届出事務の軽減や、今後の事業展開のため（新規テナント募集時の有利性確保等）に、とりあえず24時間営業で届出をしておこうということが頻発し、法の主旨である生活環境の保持への配慮が全く実情と違うでたらめなものになってしまうことを懸念します。

これらのことから、県において、届出受理を取り消すか、事業者に届出を取り下げさせ、真の営業時間での生活環境への配慮対策を再検討させるべきと思います。

大規模小売店舗立地法第17条には、虚偽の届出に対する罰則規定があり、県知事には、行政処罰権限が与えられており、このことは当然、事業者の届出内容が、その後の実際の店舗運営と全く相違していることが判明した場合にも適用できるものであり、県知事は、事業者の指導監督の責務もあるのではないのでしょうか。

事業者支援の観点も大事ですが、県民（地域住民）の生活環境を守っていただくのも県の責務と考えますので、あくまで届出書類上の審査であるからという立場でなく、今回のように店舗運営の実態が届出と違う際には、事業者に対し、適切な対応をお取りくださるようお願いいたします。

(対応) 当初は24時間営業を計画しておりましたが、営業開始にあたり、地域のリサーチ・予測を行い、消費者ニーズや雇用の確保が難しい等の状況を考慮した結果、閉店時間を翌午前3時までの営業として、現在店舗運営をしております。ご指摘の閉店後におきましては、若者のたまり場とならないように、駐車場利用時間外における駐車場出入口の封鎖を行い、店舗内においては、機械警備の実施等の運営管理に努めている状況でございます。

なお、当該店舗は、24時間営業にも対応できるよう防音壁の設置など騒音対策を施しておりますので、地域の消費動向を踏まえた上で、営業時間を延長する計画としておりますが、時間延長する際には、周辺生活環境への適切な配慮を行うと共に、地元自治会からの意見にも十分耳を傾け対応させていただきます。

大規模小売店舗立地法の主旨に基づき設置者として、周辺生活環境の保持への配慮に留意し、店舗運営の指導に努めてまいります。

#### ※参考（県に対する要望への見解）

営業時間の短縮は、小売業の事業活動に起因する騒音等が周辺的生活環境に影響を与える時間が短くなることであるため、届出不要であるという国の見解に沿って対応しています。

設置者は届出当初24時間営業を計画しており、虚偽には当たりません。

設置者は、営業時間の短縮に伴い駐車場の施錠や店舗の機械警備等、適切に対応しています。

イ 交通量調査は、現状の渋滞状況について考慮し、生活環境への配慮を考えていただきたいと思います。

(対応) 交通量調査及び検証は県道茂原長生線三貫野交差点も含めて実施しているところです。既に、営業を開始させていただいているところですが、生活環境への配慮の観点から、万一、店舗周辺の道路で明らかに当該店舗が起因して渋滞等が発生している状況が見受けられる場合には、地元警察等と連携を取り、対策を検討させていただきます。

ウ 店舗駐車場出入口に、誘導員の常時配置を要望いたします。

(対応) 駐車場出入口の反対側の歩道は通学路として設定されておりますが、駐車場出入口側の歩道については、通学路の設定が無く、歩行者等の通行量も少ない状況となっております。そのため、誘導員の常時配置は行っておりませんが、繁忙時における誘導員の適宜配置等、駐車場出入口の安全対策に配慮してまいります。

(3) 千葉県大規模小売店舗立地連絡調整会議委員（県関係課）からの意見（参考）

ア 住民意見を踏まえた交通誘導策の再検討を行うなど地域住民への理解が十分に得られるよう努められたい。

住民から提出のあった意見については、対応について検討し、住民に対して丁寧に理解が得られるよう努められたい。

(対応) 交通量調査及び検証は現状を考慮して行っており、地元自治会へのご説明を行った上で、既に、営業を開始しております。なお、万一、店舗周辺の道路で明らかに当該店舗が起因して渋滞等が発生している状況が見受けられる場合には、住民の方の意見を踏まえた上で、地元警察等と連携を取り、対策を検討させていただきます。

また、必要に応じ地元自治会を通じて地域住民の方との話し合いを行い、理解が得られるよう努めてまいります。

イ 開店後の状況に応じて、適宜、対策内容の見直しや追加対策を実施するなど、周辺地域の生活環境の保持に努められたい。

(対応) 開店後の状況に応じて、適宜、対策内容の見直しや追加対策を実施するなど周辺地域の生活環境の保持に配慮いたします。

## 第2 県の意見

「意見なし」 平成26年11月21日通知

<理由>

- (1) この届出は、1,000㎡未満の店舗面積の増床、閉店時刻及び駐車場利用時間を変更する計画で、夜間に及ぶ変更であり、騒音の予測結果で夜間の騒音レベルの最大値（一部の来客車両走行音）が基準値を上回るものの、1地点については現況の騒音レベルが予測値を上回っており、残る1地点については基準値を超過していることについて近隣住民の了解を得ていることから、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微であると認められること。
- (2) 法第8条第1項に規定する茂原市の意見がなかったこと。
- (3) 同条第2項に基づく住民の意見に対して、適切な対応がとられていること。
- (4) 千葉県大規模小売店舗立地連絡調整会議委員（県関係課）からの意見等に対して、適切な対応がとられていること。

## 第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 あびこショッピングプラザ
- 2 所在地 我孫子市我孫子四丁目142番1ほか
- 3 建物設置者 三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 若林辰雄
- 4 小売業者名 株式会社イトーヨーカ堂(総合店) ほか
- 5 変更しようとする事項

## (1) 店舗面積

(変更前) 18,645㎡

(変更後) 17,383㎡

## (2) 駐車場の収容台数

(変更前) 1,071台

(変更後) 1,001台

- 6 変更年月日 平成27年1月13日

## 7 処理経過

- (1) 届出日 平成26年5月12日
- (2) 公告縦覧期間 平成26年6月3日～平成26年10月3日
- (3) 説明会 平成26年5月27日 説明会不要承認

## 8 市町村・住民等の意見

- (1) 我孫子市の意見 なし
- (2) 住民等の意見 なし

## 第2 県の意見

「意見なし」 平成26年11月5日通知

## &lt;理由&gt;

- (1) 今回の変更は、店舗に併設する市公共施設を建物内で移設することに伴い店舗面積及び駐車場の収容台数を減少させるもので、駐車台数は過去の利用実績及び指針に基づく必要台数が確保され、周辺地域の生活環境への影響が軽微であること。
- (2) 法第8条第1項に基づく我孫子市及び同条第2項に基づく住民の意見がなかったこと。
- (3) 千葉県大規模小売店舗立地連絡調整会議委員に意見を聴いたところ、意見がなかったこと。

## &lt;届出概要&gt;

- 1 店舗面積：17,383㎡
- 2 駐車場の収容台数：1001台
- 3 駐輪場の収容台数：385台
- 4 荷さばき施設の面積：571㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：603㎡
- 6 開店時刻：午前9時  
閉店時刻：午後9時50分
- 7 駐車場利用可能時間帯：  
午前8時30分～午後10時
- 8 駐車場の出入口の数：6か所
- 9 荷さばき可能時間帯：  
午前7時30分～午後5時

## 第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 セイミヤ銚子四日市場店
- 2 所在地 銚子市四日市場町221番1ほか
- 3 建物設置者 株式会社セイミヤ 代表取締役 加藤 勝正
- 4 小売業者名 株式会社セイミヤ（食料品専門店）
- 5 変更しようとする事項
  - (1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
(変更前) 2箇所 (変更後) 3箇所
- 6 変更年月日 平成26年5月23日
- 7 処理経過
  - (1) 届出日 平成26年5月22日
  - (2) 公告縦覧期間 平成26年6月10日～平成26年10月10日
  - (3) 説明会 平成26年6月19日 説明会不要承認
- 8 市町村・住民等の意見
  - (1) 銚子市の意見 なし
  - (2) 住民等の意見 なし

## &lt;届出概要&gt;

- 1 店舗面積：1,984㎡
- 2 駐車場の収容台数：125台
- 3 駐輪場の収容台数：27台
- 4 荷さばき施設の面積：75㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：38m<sup>3</sup>
- 6 開店時刻：午前10時  
閉店時刻：午後10時
- 7 駐車場利用可能時間帯：  
午前9時30分～午後10時30分
- 8 駐車場の出入口の数：3か所
- 9 荷さばき可能時間帯：  
午前6時～午後10時

## 第2 県の意見

「意見なし」 平成26年11月14日通知

## &lt;理由&gt;

- (1) この変更届出は隣接商業施設との往来に関する利便性向上のため、駐車場の自動車の出入口の数及び位置を変更するものであり、騒音の予測結果は一部の地点で基準値を超過するものの保全対象側では基準値以下であることから、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微であるものと認められること。
- (2) 法第8条第1項に規定する銚子市及び同条第2項に規定する住民の意見がなかったこと。
- (3) 千葉県大規模小売店舗立地連絡調整会議委員に意見を聴いたところ、意見がなかったこと。

第1 報告案件の概要

<届出概要>

- 1 大規模小売店舗の名称 モラージュ柏
- 2 所在地 柏市大山台二丁目3番ほか
- 3 建物設置者 三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 若林辰雄
- 4 小売業者名 ロイヤルホームセンター株式会社（ホームセンター）ほか
- 5 変更しようとする事項
  - (1) 駐車場の収容台数
    - (変更前) 2,081台 (変更後) 1,520台
- 6 変更年月日 平成27年2月4日
- 7 処理経過
  - (1) 届出日 平成26年6月3日
  - (2) 公告縦覧期間 平成26年6月20日～平成26年10月20日
  - (3) 説明会 平成26年7月25日 午後7時  
モラージュ柏 モラージュルーム
- 8 市町村・住民等の意見
  - (1) 柏市の意見 なし
  - (2) 住民等の意見 なし

- 1 店舗面積：29,759㎡
- 2 駐車場の収容台数：1,520台
- 3 駐輪場の収容台数：560台
- 4 荷さばき施設の面積：1,153㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：1,175㎡
- 6 開店時刻：午前7時  
(土・平日のロイヤルホームセンターのみ。他は午前10時)  
閉店時刻：午後9時30分  
(ロイヤルホームセンターのみ午後9時)
- 7 駐車場利用可能時間帯：  
午前7時～午前0時  
(但し、日・祝日は午前9時30分～午前0時)
- 8 駐車場の出入口の数：8か所
- 9 荷さばき可能時間帯：午前7時～午後7時

第2 県の意見

「意見なし」 平成26年11月18日通知

<理由>

- (1) この変更届出は、駐車場の現状の利用実態に合わせて収容台数を減少させる変更であり、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微であると認められること。
- (2) 法第8条第1項に規定する柏市及び同条第2項に規定する住民の意見がなかったこと。
- (3) 千葉県大規模小売店舗立地連絡調整会議委員に意見を聴いたところ、意見がなかったこと。

## 第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 ビッグハウス旭店
- 2 所在地 旭市ニ字西遊正6017番26ほか
- 3 建物設置者 株式会社タイヨー 代表取締役 森田剛
- 4 小売業者名 株式会社タイヨー（食品スーパー）ほか
- 5 変更しようとする事項
  - (1) 開店時刻  
(変更前) 午前8時 (変更後) 午前7時
  - (2) 駐車場の利用可能時間帯  
(変更前) 午前7時45分～翌午前0時15分  
(変更後) 午前6時45分～翌午前0時15分
- 6 変更年月日 平成26年6月30日
- 7 処理経過
  - (1) 届出日 平成26年6月11日
  - (2) 公告縦覧期間 平成26年6月27日～平成26年10月27日
  - (3) 説明会 平成26年7月4日 説明会不要承認
- 8 市町村・住民等の意見
  - (1) 旭市の意見 なし
  - (2) 住民等の意見 なし

## &lt;届出概要&gt;

- 1 店舗面積：4,143㎡
- 2 駐車場の収容台数：383台
- 3 駐輪場の収容台数：142台
- 4 荷さばき施設の面積：193㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：143㎡
- 6 開店時刻：午前7時  
閉店時刻：午前0時
- 7 駐車場利用可能時間帯：  
午前6時45分～翌午前0時15分
- 8 駐車場の出入口の数：9か所
- 9 荷さばき可能時間帯：  
午前4時～午後7時

## 第2 県の意見

「意見なし」 平成26年11月14日通知

## &lt;理由&gt;

- (1) この変更届出は、営業時間の延長及びそれに伴う駐車場の利用時間の延長で、その変更は昼間であり、騒音の予測結果は一部の地点で基準値を超過するものの保全対象側では基準値以下であることから、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微であるものと認められること。
- (2) 法第8条第1項に規定する旭市及び同条第2項に規定する住民の意見がなかったこと。

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 イオンモール富津
- 2 所在地 富津市青木一丁目5番地1
- 3 建物設置者 イオンモール株式会社 代表取締役 岡崎双一
- 4 小売業者名 イオンリテール(株) (食料品・衣料品) ほか
- 5 変更しようとする事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数  
 (変更前) 1, 487台 (変更後) 1, 350台
  - (2) 駐車場の利用可能時間帯  
 (変更前) 午前6時～翌午前0時  
 (変更後) 午前6時～翌午前0時 (隔地駐車場の閉鎖)
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
 (変更前) 9か所 (変更後) 5か所
- 6 変更年月日 平成27年1月31日
- 7 処理経過
  - (1) 届出日 平成26年6月16日
  - (2) 公告縦覧期間 平成26年7月1日～平成26年11月1日
  - (3) 説明会 平成26年7月25日 午後7時～ イオンモール富津
- 8 市町村・住民等の意見
  - (1) 富津市の意見 なし
  - (2) 住民等の意見 なし

<届出概要>

- 1 店舗面積：28,416㎡
- 2 駐車場の収容台数：1350台
- 3 駐輪場の収容台数：155台
- 4 荷さばき施設の面積：669.5㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：197.7m<sup>3</sup>
- 6 開店時刻：午前7時  
閉店時刻：午後11時
- 7 駐車場利用可能時間帯：  
午前6時～翌午前0時
- 8 駐車場の出入口の数：5か所
- 9 荷さばき可能時間帯：  
午前6時～翌午前6時

第2 県の意見

「意見なし」 平成26年11月20日通知

<理由>

- (1) この変更届出は、駐車場の現状の利用実態に合わせて収容台数及び駐車場の自動車の出入口の数及び位置等を減少させる変更であり、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微であること。
- (2) 法第8条第1項に基づく富津市及び同条第2項に基づく住民の意見がなかったこと。
- (3) 千葉県大規模小売店舗立地連絡調整会議委員に意見を聴いたところ、意見がなかったこと。